

令和 7 年度 委託 仕様書

1 委託 名 川越市子育て安心施設空調設備等保守点検業務委託

2 施 行 場 所 川越市中原町2丁目1番地9

3 積算金額(月額) _____ 円

4 設計金額(月額) _____ 円

5 委 託 内 容

川越市子育て安心施設に設置されている空調設備等について、保守
管理を委託するものである。

6 施 行 理 由

川越市子育て安心施設の業務に支障のないよう、空調設備等を円滑に
運転するため。

委 託 費 内 訳 書

名 称	員 数	単 位	金 額	摘 要
1 GHP空調室外機点検	1	式		A-1
2 EHP空調室外機点検	1	式		A-2
3 空調室内機点検清掃	1	式		A-3
4 改正フロン簡易点検	1	式		A-4
5 改正フロン定期点検	1	式		A-5
6 全熱交換器ユニット点検清掃	1	式		A-6
7 給気グリル清掃	1	式		A-7
8 換気扇類点検清掃	1	式		A-8
9 吸排気口清掃	1	式		A-9
10 床暖房設備点検	1	式		A-10
小 計				
諸 経 費	1	式		
積算金額				
積算金額(月額)				
消費税等の額(月額)	1	式		10%
設計金額(月額)				

委 託 費 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	回 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
A － 1 GHP空調室外機点検							
8HP	1	台	1	回			
20HP	1	台	1	回			
25HP	3	台	1	回			
小計							
A － 2 EHP空調室外機点検							
5HP	1	台	1	回			
小計							
A － 3 空調室内機点検清掃							
4.0HP	2	台	1	回			
2.8HP	2	台	1	回			
2.5HP	9	台	1	回			
2.0HP	9	台	1	回			
1.6HP	14	台	1	回			
1.3HP	11	台	1	回			
1.0HP	5	台	1	回			
0.8HP	1	台	1	回			
小計							
A － 4 改正フロン簡易点検							
簡易点検	6	系統	4	回			
小計							
A － 5 改正フロン定期点検							
定期点検	4	系統	1	回			
小計							

委 託 費 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	回 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
A - 6 全熱交換器ユニット点検清掃							
点検	26	台	1	回			
給排気口清掃	52	か所	1	回			
小計							
A - 7 給気グリル清掃							
給気口清掃	19	か所	1	回			
小計							
A - 8 換気扇類点検清掃							
天井埋込型換気扇点検	38	台	1	回			
中間ダクトファン点検	2	台	1	回			
小計							
A - 9 吸排気口清掃							
給排気口清掃	4	か所	15	回			
小計							
A - 10 床暖房設備点検							
熱源機点検	4	台	1	回			
コントローラー点検	5	台	1	回			
小計							

川越市子育て安心施設空調設備等保守点検業務委託仕様書

1. 目 的

本業務委託は、川越市子育て安心施設に設置されている空調設備等を保守点検し、常に最良の状態で運転できるよう維持管理することを目的とする。

2. 委託対象施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 川越市子育て安心施設
- (2) 場 所 川越市中原町2丁目1番地9

3. 委託期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで（1年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法

2回払い
令和8年4月（令和7年7月から令和8年3月分）
令和8年7月（令和8年4月から令和8年6月分）

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. 提出書類

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) その他市指定のもの

7. 法律・規則等の遵守

受注者は、発注者の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令を遵守しなければならない。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (3) その他関係諸法令

8. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び本市職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、市に報告しなければならない。

9. 作業内容

別紙点検要項に定められた内容を行う。

10. 報告書の提出

受注者は、各種作業の結果について委託業務実施報告書及び点検結果表を提出すること。

11. その他の事項

- (1) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には当該契約を解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

また、業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。

- (2) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物・設備・機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (3) 受注者は、点検業務に際し設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、常に使用できるように点検調整を行うこと。
- (4) 受注者は、受託設備に故障等発生の場合は直ちに技術員を派遣し、正常な状態に復すること。
- (5) 受注者は、点検業務の実施に当たり、本市職員と十分な打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。
- (6) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (8) 施設の運営時間中に実施する事が適切でない作業については、発注者と協議のうえ、運営時間外に行うものとする。なお、施設運営日及び時間は次のとおりとする。
- ① 施設運営日 年中無休。但し年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
 - ② 施設運営時間 月曜から土曜 午前7時00分から午後9時00分
日曜・祝日 午前8時30分から午後5時00分
- (9) 受注者は、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙をしないように努めること。
また、敷地内における喫煙は行わないこと。

川越市子育て安心施設空調設備等点検要項

点検内容

1. ガスエンジンヒートポンプ式エアコン(GHP)室外機点検
 - ①点検回数 契約期間中1回(令和8年度に1回、冷房前)
 - ②対象機器
 - ・8HP 1台(ダイキン工業:GYDP224DN)
 - ・20HP 1台(ダイキン工業:GSHDP560CN)
 - ・25HP 3台(ダイキン工業:GXYDP710D)
 - ③点検要領
 - ・外観点検
 - ・エンジン系統点検
 - ・吸気系統点検
 - ・冷媒系統点検
 - ・電気系統点検
 - ・その他必要な作業
 - ④その他 GHPは都市ガスによる供給
2. 厨房用パッケージエアコン(EHP)室外機点検
 - ①点検回数 契約期間中1回(令和8年度に1回、冷房前)
 - ②対象機器
 - ・5HP 1台(ダイキン工業:RZRP60BD)
 - ③点検要領
 - ・外観点検
 - ・圧縮機系統点検
 - ・冷媒系統点検
 - ・電気系統点検
 - ・その他必要な作業
3. 空調室内機点検清掃
 - ①点検及び清掃回数 契約期間中1回(令和8年度に1回、冷房前)
 - ②対象機器
 - ・4.0HP 2台(ダイキン工業:FGXFP112MJ)
 - ・2.8HP 2台(ダイキン工業:FGXFP80MJ)
 - ・2.5HP 9台(厨房用エアコン2台含む)
(ダイキン工業:FGXFP71MJ(7台)、FHTP80DD(2台))
 - ・2.0HP 9台(ダイキン工業:FGXFP56MJ)
 - ・1.6HP 14台(ダイキン工業:FGXFP45MJ(10台)、FGXKP45B(4台))
 - ・1.3HP 11台(ダイキン工業:FGXFP36MJ(5台)、FGXFP36B(6台))
 - ・1.0HP 5台(ダイキン工業:FGXFP28MJ)
 - ・0.8HP 1台(ダイキン工業:FGXCP28B)
 - ③点検・清掃要領
 - ・外観点検
 - ・冷媒系統点検
 - ・電気系統点検
 - ・本体パネル清掃(水拭き)
 - ・室内機フィルター清掃(水洗い、必要があれば洗剤洗い)
 - ・その他必要な作業
4. 改正フロン法簡易点検
 - ①点検回数 契約期間中4回(令和7年度に3回、令和8年度に1回)
 - ②対象機器 6系統
 - ③点検要領 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検を行う。
5. 改正フロン法定期点検
 - ①点検回数 契約期間中1回(令和8年度に1回)
 - ②対象機器 4系統(電動機定格出力7.5kW以上)
 - ③点検要領 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく定期点検を行う。

6. 全熱交換器ユニット点検清掃

- ①点検回数 契約期間中 1 回 (令和 7 年度に 1 回、暖房前)
- ②対象機器 26 台
- ③点検・清掃要領
 - ・外観点検
 - ・各種軸受け部点検
 - ・本体及び接続部点検
 - ・電源系統点検
 - ・吸排気口清掃 (52 か所)
 - ・フィルター、エレメント等清掃
 - ・その他必要な作業

7. 給気グリル清掃

- ①清掃回数 契約期間中 1 回 (令和 7 年度に 1 回、暖房前)
- ②対象設備 19 か所
- ③清掃要領
 - ・吸気口清掃
 - ・その他必要な作業

8. 換気扇類点検清掃

- ①点検回数 契約期間中 1 回 (暖房前)
- ②対象機器
 - ・天井埋込型換気扇 38 台
 - ・厨房用中間ダクトファン 2 台
- ③点検・清掃要領
 - ・外観点検
 - ・冷媒系統点検
 - ・電気系統点検
 - ・機器清掃
 - ・排気ダクトファンの油受け、ドレン管清掃
 - ・その他必要な作業

9. 吸排気口清掃

- ①清掃回数 契約期間中 15 回 (具体的な日程については、発注者と協議のうえ決定する)
- ②対象設備
 - ・2 階調理室内の吸排気口 (グリスフィルターなど 4 か所)
- ②清掃要領
 - ・吸排気口清掃
 - ・その他必要な作業

10. 床暖房設備点検

- ①点検回数 契約期間中 1 回 (暖房前)
- ②対象機器
 - ・温水床暖房装置 (2 階及び 3 階に設置)
 - (熱源機：(株)ノーリツ GH-C2310WD、床暖房設備：三菱ケミカルインフラテック(株) UFM-12 エクセルソーレ55)
- ③点検・清掃要領
 - ・熱源機点検 (4 台)
 - ・コントローラー点検 (5 台)
 - ・暖房水補給要否確認
 - ・その他必要な作業

11. その他

- ① 1 から 10 までの作業に係る付帯作業及び空調設備等の適切な維持管理に必要なとなる作業を行うこと。
- ② 各種空調機関係の V ベルト、エンジンオイル等の交換が必要な場合には、交換作業を行うこと。別途費用が掛かる場合には、速やかに見積書を提出すること。
- ③ 市の指示及び要請により、緊急対応が必要な場合には早急に現場確認を行い、暫定修繕 (大規模修繕は別途予算にて対応する。) を行うこと。